

【改葬のおおまかな流れ】

1. 「改葬許可申請書」用紙等を準備する。
住民生活課でお渡しをしています。
2. 移転先の墓地の管理者から「受入証明書」を発行してもらう。



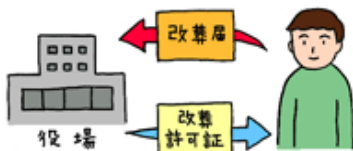
3. 「改葬許可申請書」を記入し、移転元墓地管理者から「住所・氏名の記入押印」をもらう。



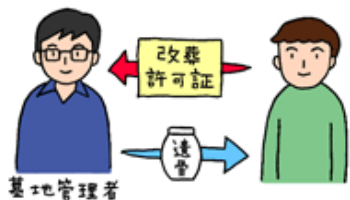
4. 住民生活課に申請書類を提出し、「改葬許可証」を受け取る。

※添付書類

- ・移転先の受入証明書
- ・戸籍謄本(死亡者の最終戸籍が小豆島町外の場合)



5. 移転元の墓地の管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を取り出す。



6. 移転元の墓地の原状回復。「御魂抜き」法要後、墓石・外柵の撤去を行う。



※現状回復については、墓地管理者の指示に従ってください。

※「御魂抜き」・・・お墓から仏様の魂を抜いて元の石の状態に戻す改葬の手続き「閉魂法要」のこと。

詳しくは、檀那寺にご相談ください。

7. 移転先の墓地の管理者に「改葬許可証」を提示し、遺骨を埋葬。「開眼法要」を行う。



【お問い合わせ先】

〒761-4492

小豆島町片城甲44-95

小豆島町役場 住民生活課

TEL: 0879-82-7004